

16 教科書について

1 教科用図書の意義と使用義務

教科書とは、「学校において、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書」と定められています（教科書の発行に関する臨時措置法第二条）。特別支援学級においても「文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」ことになっています。

（学校教育法第34条，第49条，第62条，第82条）

2 教科書以外の図書の使用について

特別の教育課程を編成している特別支援学級においては、児童生徒の実態から「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」や「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」を使用することが適当でない場合があります。その場合、学校教育法附則第9条では、前述の二つの教科用図書以外の絵本等の一般図書等を教科用図書として使用することを認めています（従前「107条本」といわれていた）。

3 次年度に使用する教科用図書の採択申請について

説明会を受けて市町村教育委員会へ申請します。以下の3種類の教科用図書から児童生徒の実態に合わせて、教科ごとに選びます。



(1) 文部科学大臣の検定を経た教科用図書（当該学年用検定教科書）

① 使用に適する場合

検定教科書を使用します。

② 使用に適さない場合

検定教科書の下学年用教科書（中学校で使用する下学年には、小学校用も含む）を使用することができます。

(2) 文部科学省が著作の名義を有する教科用図書（文部科学省著作教科書）

① 特別支援学校視覚障害者用，特別支援学校聴覚障害者用，特別支援学校知的障害者用があります。

② 特別支援学校知的障害者用には、通称「☆本(ほしぼん)」と呼ばれる教科書があります。

小学部用には「国語☆～☆☆☆」「さんすう☆～☆☆☆」「おんがく☆～☆☆☆」，中学部用には「国語☆☆☆☆」「数学☆☆☆☆」「音楽☆☆☆☆」があります。小学部用は小学校で，中学部用は中学校で使用します。

(3) 学校教育法附則第9条の教科用図書（一般図書）

① 絵本等の一般図書

基本的には、各学校に配布される「平成〇〇年使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）選定資料」の中から選びます。教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択します。

4 教科用図書採択の流れ

① 文部科学省検定済み教科書の中から当該学年のものを選定



児童生徒の実態が①に適さない場合

②文部科学省検定済み教科書の中から下学年のものを選定（中学校で使用する下学年には小学校用も含む）

↓ 児童生徒の実態が②に適さない場合

③文部科学省が著作の名義を有する教科書（通称「☆本」）の中から適切なものを選定

↓ 児童生徒の実態が①～③のいずれにも適さない場合

④学校教育法附則第9条に規定する一般図書を選定

◆児童生徒の実態に合わせて教科書を選びます。

※上記の流れは知的障害のある児童生徒に対するものであり、知的障害のない児童生徒に対しては適用しません。

※一般図書と検定済み教科書は、同時に無償給与できないので注意してください。



5 事務手続き例

	処 理 事 項	備 考
4月	・ 児童生徒用教科用図書の配付	①教科用図書受領証明 ②教科用図書納入指示書 ③教科用図書給与児童生徒名簿
5月	・ 本年度前期教科用図書の受領報告	
6月	・ 教科用図書採択事務説明会 ・ 教科書展示会	
7月	・ 次年度使用教科用図書採択申請	
8月	・ 次年度使用教科用図書需要数報告	
9月	・ 前期転学用教科用図書の受領報告 ・ 本年度後期教科用図書の受領報告（小）	(①②③) (①②③)
2月	・ 後期転学用教科用図書の受領報告 ・ 次年度使用教科用図書需要数変更報告	(①②③)
3月	・ 次年度使用教科用図書の納入指示 ・ 次年度使用教科用図書納入確認	・ 一般図書（宮城県教科書供給所）